

## 沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業(R8)

### 公募型プロポーザル募集要領

#### 1 委託業務の内容

「沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業(R8)企画提案仕様書」のとおり

#### 2. 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間に、公共交通に関するワークショップ、調査・実証等を行ったことがあること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(注)地方自治法施行令第167条の4  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定に該当しないこと。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 加入義務のある社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入し、保険料の滞納がないこと。
- (7) 労働関連法令を遵守していること。
- (8) 配置予定技術者については、博士「工学」、技術士(総合技術監理部門・建設[道路又は都市及び地方計画]又は建設部門[道路又は都市及び地方計画])もしくはRCCM(道路又は都市及び地方計画部門))の資格を有する管理技術者及び担当技術者を配置(担当技術者は少なくとも1名配置)すること。
- (9) 照査技術者については、(8)配置予定技術者に要する資格保有と同じ。
- (10) 管理技術者は、沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、下記に示される同種業務又は類似業務について、令和3年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務及び照査技術者として従事した実績は含まな

い。)において、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

同種業務:沖縄県の発注業務で、公共交通に関するワークショップ、調査・実証等を行った業務

類似業務:沖縄県以外の公的機関の発注業務で、公共交通に関するワークショップ、調査・実証等を行った業務

(11) 照査技術者は、(10)の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

(12) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表する事業者が応募を行い、代表する事業者は上記全て、その他構成員は上記(2)～(7)の要件を満たすこと。

### 3. 企画提案書等の提出

(1) 本業務に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

ア 受付期間

公告日～令和8年9月17日(木)12時

イ 提出方法

質問票(様式1)を、下記メールアドレスに送付(必ず担当者に受信確認すること)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県 交通戦略推進課 次世代交通計画推進班(担当:桑江)

電話:098-894-2616

メール:[kuwaehrk@pref.okinawa.lg.jp](mailto:kuwaehrk@pref.okinawa.lg.jp)

ウ 回答方法

令和8年9月18日(金)までに交通戦略推進課ホームページにて回答する。

(2) 応募申込書・企画提案書の受付期間、提出場所及び提出方法

ア 受付期間

公告日～令和8年9月25日(金)12時

イ 提出場所

上記(1)イと同じ

ウ 提出方法

企画提案書等を持参又は郵送(到着確認可能な手段に限る)により提出

### 4. 審査・選定方法について

提案者が4者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

(1) 第1次審査(第2次審査対象者の選定)

ア 企画提案者が多い場合、本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準に基づく審査により3者程度を選定する。

- イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。
- (2) 第2次審査(プレゼンテーション及び選考の実施)
- 選考委員会において、提案者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容や経費等について、プレゼンテーションを行った後、選定委員会においてその内容を審査する。
- プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。
- ア 審査会場への入場者は3名以内とする。
- イ 審査においては、提出した企画提案者等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
- ウ プレゼンテーションは、**令和8年10月1日(木) 予定**。
- ※プレゼンテーションの時刻、実施場所等については、後日連絡する。

## 5. 優先交渉者の選定

- (1) 優先交渉者の選定方法
- 沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業(R8)企画提案業者選定委員会(以下、「委員会」という。)による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。
- (2) 委員会における評価基準
- 別紙「第1次審査及び第2次審査における評価基準」による。
- (3) 結果の通知
- 対象者に速やかに通知する。
- (4) 契約の締結
- 委員会で選定された優先交渉者と協議を行い、契約締結する。
- 但し、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位(ポイント)が次点の者と交渉を行う。

## 6. その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例(平成3年沖縄県条例第15条)第1条に定める県の休日を除き、時間帯は 9:00～17:00 とする。
- (4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等については公表しない。
- (7) 契約に関する留意事項
- ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

- イ 契約の締結にあたり作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。
- ウ 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。